

街頭犯罪対策

街頭犯罪の大幅な抑止に向けた取組み

市民等の安全で安心な生活環境を確保するため、
市民の身近で起こる街頭犯罪を大幅に減少させる

補 ■ 街頭犯罪抑止チームの集中投入 (②⑥補正 2億4,500万円)

《平成26年度～28年度の3ヶ年事業 総額10億円》

- 制服の監視員による見せる警戒(基本17時～23時)
- 被害に遭う可能性のある人に対する啓発
- 区境界も発生実態に即してエリア的に警戒



警察との連携

各区の取組みなど

- ◆防犯カメラ設置補助等
- ◆自転車施錠の習慣化
- ◆防犯グッズの取付け
- ◆青色防犯パトロール活動
- ◆防犯出前教室 ……など



路面シート



防犯グッズ取付

目標

安全で安心して
暮らせるまちの実現

- ・平成28年までに2万件以下
- ・犯罪率でワースト返上
- ・24区全ての区で減少
- ・全体で12%減少(平成26年)

街頭犯罪件数(平成25年)
政令指定都市で
ワースト(26,291件)
(2位と1万件差)

悪質な客引き行為の防止に向けた取り組み

誰もが安心して繁華街を訪れることができる快適な環境を確保し、安全で安心できるまちの実現を図る

補

■ 客引き行為等の規制にかかる指導員の配置等 (26補正 2,100万円)

- 客引き適正化条例に基づく悪質な客引き行為者、事業者への指導と違法行為者等に対する過料の徴収
- 地域の自主的な活動に対して助言・指導などの支援
- 大看板、啓発ポスター・チラシによる啓発

繁華街の
現状

酒類提供飲食店等の客引きが横行

- ・前に立ちふさがる、追従するなどつきまとう(悪質)
- ・多数の客引きが道幅いっぱい広がる(通行妨害)
- ・断った者に対し暴言を吐き、不快にさせる(粗暴)

- ◆安心して訪れることができない
- ◆イメージの低下

地域との協働
警察との連携



指導員(5名)による
巡回パトロール

客引き適正化条例の
制定

安全で安心できる
まちの実現